

平成30年7月13日
都市局街路交通施設課

機械式駐車設備の維持管理指針を初めて策定

～専門知識のない管理組合等が保守委託しようとする際の
業者選定時のチェック項目等を作成～

国土交通省では、機械式駐車設備の安全性の確保する観点から、適切な維持管理に関する指針を初めて策定しました。専門知識のないビルオーナーや管理組合などでも自ら管理する駐車場がきちんと保守点検されているか確認できるチェック項目等も盛り込んでいます。

- 機械式の立体駐車場（機械式駐車設備）は、全国で約26万基が現在稼働しておりますが、特に、機械式駐車設備に関する専門的な知識を有していない、ビルオーナーや管理組合といった機械式駐車設備を管理されている方などにとって、保守点検事業者が行う点検内容・点検周期が適切かどうかの確認や、契約書に点検内容・点検周期をどう記載すれば良いか等が、課題となっていました。
- そこで、今般、国土交通省では、「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」を策定しました。
本指針では、
 - ・ 管理者・所有者、設置者、保守点検事業者及び製造者の役割
 - ・ 機械式駐車設備の適切な維持管理のためになすべき事項
 - ・ 保守点検事業者の選定に当たって留意すべき事項
 - ・ 機械式駐車設備標準保守点検項目
 - ・ 点検周期の目安等について定めています。機械式駐車設備を管理されている方々が、本指針に沿って、現在の保守点検事業者との契約内容の確認等を行うことにより、きちんとした保守点検がなされ、機械式駐車設備の安全性の確保がより一層図られることを期待するものです。
- 今後、関係団体等への周知をはじめ、様々な機会を捉えて、管理者・所有者、設置者、保守点検事業者及び製造者に幅広く周知し、積極的に活用いただく予定です。

（別添1）「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」概要

（別添2）「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」

【問合せ先】

国土交通省都市局街路交通施設課 奥田（内線：32842）、三次（内線：32845）
TEL 03-5253-8111（代表） 03-5253-8416（直通） FAX 03-5253-1592